

## 氷川町ひとり親家庭等医療費助成制度のご案内

この制度は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

### 対象者・自己負担額

対象者	・18歳年度末までの児童のひとり親      ・20歳未満の子を扶養するひとり親
助成額	一部負担金の2/3 ※文書料、予防接種などの保険適用外の費用は対象外

### 申請方法

下記のいずれかの方法により、福祉課または宮原振興局に申請してください。

申請時には、受給者証と健康保険証をご準備ください。

- ①医療機関受診時に受給者証とひとり親家庭等医療費助成金申請書を医療機関に提出して診療(調剤)報酬欄の記載を受け、役場に申請。
  - ②ひとり親家庭等医療費助成金申請書に医療機関が発行した領収証を添付し、役場に申請。
- ※高額療養費対象となる場合は、加入している健康保険で高額療養費を支給申請後、発行される支給決定通知書も必要です。(限度額適用認定されている場合は不要)

### 支給日・申請期限

支給日:申請月の翌月15日(15日が土日祝日の場合はその前日)

申請期限:受診日の月末から1年間(例.7月に受診した場合は翌年7月末まで)

### 受給資格の確認

児童扶養手当法に規定される所得額を超過した場合や、生活保護受給者となった場合は受給資格が喪失となります。毎年10月頃に審査し、受給資格を満たす方には新たな受給者証を発行します。

### 各種変更手続き

住所、氏名、健康保険、振込先口座の変更などは、必要書類をご準備の上、福祉課または宮原振興局で手続きされるか、オンライン申請をご利用ください。



お問い合わせ先  
氷川町役場 福祉課 子育て支援係  
電話:0965-52-5852(直通)